

国土交通省令第八十六号

道路運送法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、道路運送法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年九月七日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣 沓掛 哲男

道路運送法施行規則等の一部を改正する省令

（道路運送法施行規則の一部改正）

第一条 道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四条」を「第三条の二」に改める。

第二章第一節中第四条の前に次の二条を加える。

（法第三条第一号口の乗車定員）

第三条の二 法第三条第一号口の国土交通省令で定める乗車定員は、十一人とする。

(一般乗合旅客自動車運送事業の運行の態様)

第三条の三 法第五条第一項第三号の国土交通省令で定める運行の態様は、次のとおりとする。

一 路線定期運行

二 路線を定めて不定期に運行する自動車による乗合旅客の運送(以下「路線不定期運行」という。)

三 前二号に掲げるもの以外の乗合旅客の運送(以下「区域運行」という。)

第四条第一項中「事業計画のうち」の下に「路線定期運行を行う」を加え、同項第一号二を削り、同項第三号中「その乗車定員ごとの数」を「これらのうち乗車定員十一人未満の事業用自動車の数」に改め、同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同条第二項中「(縮尺五万分の一以上の平面図)」を削り、同項第四号及び第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 自動車車庫の位置

第四条中第四項を第八項とし、第三項を第七項とし、第二項の次に次の四項を加える。

3 法第五条第一項第三号の事業計画のうち路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業に係るも

のには、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 路線に関する次に掲げる事項
- イ 起点及び終点の地名及び地番
- ロ キロ程
- ハ 主たる経過地
- ニ 主たる事務所及び営業所の名称及び位置
- 三 営業所ごとに配置する事業用自動車の数及びそのうち乗車定員十一人未満の事業用自動車の数
- 四 自動車車庫の位置及び収容能力
- 五 各路線に配置する事業用自動車のうち、長さ、幅、高さ又は車両総重量が最大であるものの当該長さ、幅、高さ又は重量
- 六 運行系統
- 七 乗降地点の名称及び位置並びに乗降地点間のキロ程
- 八 運行系統ごとの発地の発車時刻又は着地の到着時刻を定める場合にあつては、当該発車時刻又は到

着時刻

4 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した路線図を添付するものとする。

一 路線

二 営業所及び乗降地点の位置及び名称

三 自動車車庫の位置

四 運行系統

五 道路法による道路（種類を明示すること。）、自動車道及び一般交通の用に供する場所の別並びにその種別ごとのキロ程及び有効幅員並びに待避所の位置

六 縮尺及び方位

5 法第五条第一項第三号の事業計画のうち区域運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業に係るものには、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 営業区域

二 主たる事務所及び営業所の名称及び位置

- 三 営業所ごとに配置する事業用自動車の数及びそのうち乗車定員十一人未満の事業用自動車の数
 - 四 自動車車庫の位置及び収容能力
 - 五 運送の区間
 - 六 発地の発車時刻若しくは着地の到着時刻又は運行間隔時間
- 6 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した図面を添付するものとする。
- 一 営業区域
 - 二 営業所並びに発地及び着地の位置及び名称
 - 三 自動車車庫の位置
 - 四 縮尺及び方位
- 第六条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。
- 第七条第三号中「第四条第四項第三号」を「第四条第八項第三号」に改める。
- 第八条第三項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 一般乗合旅客自動車運送事業者が、廃止された一般乗合旅客自動車運送事業の路線と路線を共通にする部分について、廃止前に認可を受けていた運賃等の上限と同一の運賃等の上限の設定の認可の申請をする場合

第八条第四項中「法第九条第三項の規定により届け出るべき運賃等を同条第一項の認可を受けた運賃等の上限の種類、額及び適用方法と同じものとしようとする場合にあつては、第一項の申請書にその旨」を「第一項の申請書に法第九条第三項の規定により届け出るべき運賃等の種類、額及び適用方法」に改める。

第九条第一項中「第九条第三項」の下に「又は第四項」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項第二号中「第九条第五項」を「第九条第六項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第九条第四項の規定による運賃等の設定又は変更の届出に係る前項の届出書には、当該届出に係る運賃等について次条に規定する地域公共交通会議において協議が調つていることを証する書類を添付するものとする。

第九条の次に次の二条を加える。

(法第九条第四項の合意しているとき)

第九条の二 法第九条第四項の合意しているときは、同項の届出に係る運賃等について地域公共交通会議(地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業及び第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。)において協議が調つているときとする。

(地域公共交通会議の構成員)

第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
- 二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- 三 住民又は旅客
- 四 地方運輸局長
- 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者

イ 道路管理者

ロ 都道府県警察

二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

第十条の見出し中「小さい」の下に「運賃及び」を加え、同条第二項中「第九条第四項」を「第九条第五項」に改め、「により」の下に「運賃及び」を、「者は」の下に「、運賃（第一項第一号八に掲げるものを除く。）にあつては当該運賃の実施予定日の三十日前までに、同号八に掲げる運賃及び料金にあつてはあらかじめ」を加え、「料金設定（変更）届出書」を「運賃及び料金設定（変更）届出書」に改め、同項第二号中「とする」の下に「運賃及び」を、「路線」の下に「又は運送の区間」を加え、同項第三号中「とする」及び「新旧の」の下に「運賃及び」を加え、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一

号を加える。

四 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

第十条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第九条第一項の国土交通省令で定める運賃は、次のとおりとする。

一 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業にあつては、次に掲げる運賃

イ 定期的に運行する自動車により観光を目的とする乗合旅客を専ら運送するもの（以下「定期観光運送」という。）に係る運賃

ロ 専ら一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域を超え、かつ、その長さが概ね五十キロメートル以上の路線において、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送するものに係る運賃

ハ 一時的な需要のために地域及び期間を限定して運送するものに係る運賃その他旅客の利益に及ばず影響が比較的小さいものとして国土交通大臣が認めた運賃

二 路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業に係る運賃（地域住民の生活における当該事業

の必要性を勘案して国土交通大臣が認めたものを除く。）

三 区域運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業に係る運賃

第十条の四第二項を次のように改める。

2 法第九条の三第三項の規定により料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した料金設定（変更）届出書を提出するものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 設定又は変更しようとする料金を適用する営業区域

三 設定又は変更しようとする料金の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合は、新旧の料金（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）

四 実施予定日

第十五条第一項中「次に」を「次の各号に」に改め、「事業の種類」の下に「（運行の態様の別を含む。）」を加え、同項第一号中「一般乗合旅客自動車運送事業」を「路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業」に改め、「事業用自動車の数」の下に「（自動車車庫の収容能力の増加を伴う事業用自動車

の数の増加に係るものを除く。以下この項において同じ。）」を加え、「乗車定員ごとの数」を「これら
のうち乗車定員十一人未満の事業用自動車の数」に改め、「事項を除く」の下に「。次号において同じ」
を加え、同項中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業 営業所ごとに配置する事業用自動車の数及び
そのうち乗車定員十一人未満の事業用自動車の数、運行系統並びに発地の発車時刻又は着地の到着時
刻

三 区域運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業 営業所ごとに配置する事業用自動車の数及びそのう
ち乗車定員十一人未満の事業用自動車の数、運送の区間並びに発地の発車時刻若しくは着地の到着時
刻又は運行間隔時間

第十五条の二第一項第二号中「八まで」を「二まで」に、「の区分」を「（運行の態様の別を含む。）
」に改め、同号八を同号二とし、同号ロを同号八とし、同号イ中「一般乗合旅客自動車運送事業」を「路
線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業」に改め、同号イの次に次のように加
える。

口 区域運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業 名称及び位置（営業区域内における位置であつて、新設、変更又は当該営業区域内に他の営業所が存する場合における廃止に係るものに限る。）

第十五条の二第一項第三号中「停留所の」を「停留所又は乗降地点の」に改め、「停留所間」の下に「又は乗降地点間」を加える。

第十五条の十二第一項第一号中「定期的に運行する自動車により観光を目的とする乗合旅客を専ら運送すること（以下「定期観光運送」という。）」を「定期観光運送」に改め、同項第二号中「運行系統ごとに地方運輸局長が指定する時間帯」を「地方運輸局長が指定する区域ごとに定める時間帯における運行系統」に改める。

第十五条の十三第一項中「三十日前」の下に「（行事等の事由による一時的な需要に応じた運行系統の設定又は変更に係る運行計画の設定又は変更の届出にあつては、七日前）」を加える。

第十五条の十四第一項第一号中「運行系統ごとに地方運輸局長が指定する時間帯」を「地方運輸局長が指定する区域ごとに定める時間帯における運行系統」に、「当該運行系統」を「当該区域」に、「指定する範囲内」を「定める範囲内」に改め、同項第三号中「当該運行系統」を「当該区域」に、「指定する」

を「定める」に改める。

第二十一条第二項第三号中「第六条第一項第七号、第八号、第九号又は第十号」を「第六条第一項第六号、第七号、第八号又は第九号」に改める。

第二十二条第二項第三号中「第六条第一項第七号、第八号、第九号又は第十号」を「第六条第一項第六号、第七号、第八号又は第九号」に改め、同項第四号中「一般乗合旅客自動車運送事業」を「路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業」に改める。

第二十三条第二項第三号中「第六条第一項第七号又は第八号」を「第六条第一項第六号又は第七号」に改め、同項第四号中「一般乗合旅客自動車運送事業」を「路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業」に改める。

第二十五条第一項中「一般旅客自動車運送事業（）」の下に「路線定期運行を行う」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 事業の種別

第二十八条第一号中「、第七号（口を除く。）、第八号、第九号（口を除く。）、第十号（イを除く。）」

）及び第十一号」を「（口を除く。）」、「第七号、第八号（口を除く。）」、「第九号（イを除く。）」及び第十号」に改める。

第三十二条第七項中「第六条第一項第七号」を「第六条第一項第六号」に、「第八号」を「第七号」に、「第九号」を「第八号」に、「第十号」を「第九号」に改める。

第四十八条及び第四十九条を次のように改める。

（法第七十八条第二号の者）

第四十八条 法第七十八条第二号の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人
- 二 農業協同組合
- 三 消費生活協同組合
- 四 医療法人
- 五 社会福祉法人
- 六 商工会議所

七 商工会

(自家用有償旅客運送)

第四十九条 法第七十八条第二号の国土交通省令で定める旅客の運送は、次に掲げるものとする。

一 市町村が専ら当該市町村の区域内において行う、当該区域内の住民の運送（以下「市町村運営有償運送」という。）

二 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又は前条各号に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域その他これに類する地域において行う、当該地域内の住民、その親族その他当該地域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う者であつて第五十一条の二十五の名簿に記載されている者及びその同伴者の運送（以下「過疎地有償運送」という。）

三 特定非営利活動法人等が乗車定員十一人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関

を利用することが困難な者であつて第五十一条の二十五の名簿に記載されている者及びその付添人の
運送（以下「福祉有償運送」という。）

イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者

ロ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者

ハ 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者

ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

第五十条第一項中「第八十条第一項」を「第七十八条第三号」に改め、同項第四号中「又は期間」を「若しくは期間又は区間若しくは区域」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条第二項を削る。

第五十一条を次のように改める。

（自家用有償旅客運送の種別）

第五十一条 法第七十九条の二第一項第二号の国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の別は、次のとおりとする。

- 一 市町村運営有償運送
- 二 過疎地有償運送
- 三 福祉有償運送

第五十一条の次に次の二十六条を加える。

(申請書の記載事項)

第五十一条の二 法第七十九条の二第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 路線又は運送の区域(過疎地有償運送及び福祉有償運送にあつては、運送の区域)
- 二 事務所の名称及び位置
- 三 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

(申請書に添付する書類)

第五十一条の三 法第七十九条の二第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 過疎地有償運送及び福祉有償運送を行おうとする者にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証

明書並びに役員の名簿

- 二 路線を定めて行う市町村運営有償運送を行おうとする者にあつては、路線図
- 三 法第七十九条の四第一項第一号から第四号までのいずれにも該当しない旨を証する書類
- 四 市町村運営有償運送を行おうとする者にあつては、地域公共交通会議において協議が調つていことを証する書類
- 五 過疎地有償運送及び福祉有償運送を行おうとする者にあつては、第五十一条の七に規定する運営協議会において協議が調つていことを証する書類
- 六 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- 七 自家用有償旅客運送自動車の運転者が、第五十一条の十六第一項に規定する要件を備えていることを証する書類
- 八 福祉自動車（第四十九条第三号イからニまでに掲げる者が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことを可能とする乗降補助装置その他の装置を有する自動車をいう。以下同じ。）以外の自動車を使用して福祉有償運送を行おうとする者にあつては、自家用有償旅客運送自動車の運転者その他の乗務員が第五十一条の十六第三項に規定する要件を備えていることを証する書類

九 第五十一条の十七第一項に規定する運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類

十 第五十一条の二十に規定する自家用有償旅客運送自動車の整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類

十一 第五十一条の二十一第一項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類

十二 第五十一条の二十二に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

十三 過疎地有償運送及び福祉有償運送にあつては、運送しようとする旅客の名簿

(運送の区域)

第五十一条の四 法第七十九条の二第一項第三号の運送の区域は、地域公共交通会議又は第五十一条の規定する運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域のうち、当該地域公共交通会議又は運営協議会において協議により定められた市町村を単位とする区域とする。

2 自家用有償旅客運送者は、発地及び着地のいずれもがその運送の区域外に存する旅客の運送（路線を

定めて行うものを除く。)をしてはならない。

(自家用有償旅客運送者登録簿)

第五十一条の五 法第七十九条の三第一項の自家用有償旅客運送者登録簿(以下「登録簿」という。)は、第一号様式によるものとする。

(登録証)

第五十一条の六 国土交通大臣は、法第七十九条の三第一項の登録をしたときは、申請者に次に掲げる事項を記載した自家用有償旅客運送者登録証(以下「登録証」という。)を交付するものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録の有効期間

三 名称及び住所

四 自家用有償旅客運送の種類

五 路線又は運送の区域

(法第七十九条の四第一項第五号の合意していないとき)

第五十一条の七 法第七十九条の四第一項第五号の合意していないときは、市町村運営有償運送にあつては法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る当該運送について地域公共交通会議において、過疎地有償運送及び福祉有償運送にあつては同条の規定による登録の申請に係る当該運送について運営協議会（地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要な過疎地有償運送及び福祉有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長又は都道府県知事が主宰する協議会をいう。以下同じ。）において協議が調つていないときとする。

（運営協議会の構成員等）

第五十一条の八 運営協議会は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
- 二 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- 三 住民又は旅客
- 四 地方運輸局長
- 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

六 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に過疎地有償運送又は福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等

2 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、運営協議会に、学識経験を有する者その他の運営協議会の運営上必要と認められる者を構成員として加えることができる。

3 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事は、法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る過疎地有償運送又は福祉有償運送について運営協議会において協議を行う場合には、当該申請者の意見を聴取するものとする。

(輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置)

第五十一条の九 法第七十九条の四第一項第六号の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置は、次のとおりとする。

一 福祉有償運送の用に供する福祉自動車その他の自家用有償旅客運送の種別に応じて必要な自動車の保有

二 第五十一条の十六第一項に規定する運転者及び福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合にあつては、第五十一条の十六第三項に規定する運転者その他の乗務員の確保

三 第五十一条の十七第一項に規定する運行管理の責任者の選任その他運行管理の体制の整備

四 第五十一条の二十に規定する整備管理の責任者の選任その他整備管理の体制の整備

五 第五十一条の二十一第一項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任その他連絡体制の整備

六 第五十一条の二十二に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置

（有効期間の更新の登録）

第五十一条の十 法第七十九条の六第一項の規定により有効期間の更新の登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した更新登録申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 登録番号

- 三 自家用有償旅客運送の種別
- 四 第五十一条の二に規定する事項
- 五 運送しようとする旅客の範囲

2 前項の更新登録申請書には、第五十一条の三に規定する書類及び登録証を添付しなければならない。

3 第一項の更新登録申請書は、有効期間の満了の日までに提出するものとする。

4 第五十一条の六の規定は、有効期間の更新の登録について準用する。この場合において、「法第七十九條の三第一項」と「法第七十九條の六第二項において準用する法第七十九條の三第一項」と、「登録番号」とあるのは、「登録番号並びに有効期間の更新の登録の年月日」と読み替えるものとする。

(変更登録)

第五十一条の十一 法第七十九條の七第一項の変更登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した変更登録申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 登録番号

三 自家用有償旅客運送の種別

四 変更しようとする事項及び変更予定期日

2 前項の変更登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 第五十一条の三に規定する書類のうち登録事項の変更に伴いその内容が変更されるもの

二 市町村運営有償運送を行う者が第五十一条の二第一号に掲げる路線又は運送の区域を増加する場合にあつては、当該増加について、地域公共交通会議において協議が調つていることを証する書類

三 過疎地有償運送又は福祉有償運送を行う者が法第七十九条の二第一項第二号に掲げる事項を変更し、又は第五十一条の二第一号に掲げる運送の区域を増加する場合にあつては、当該変更又は増加について、運営協議会において協議が調つていることを証する書類

四 登録証

3 国土交通大臣は、法第七十九条の七第二項において準用する法第七十九条の三第一項の規定により登録簿に登録したときは、登録証を訂正し、第一項の申請をした者に交付するものとする。

(法第七十九条の七第一項の事由)

第五十一条の十二 法第七十九条の七第一項の国土交通省令で定めるやむを得ない事由は、次のとおりとする。

一 運行している路線に係る道路又は橋梁りょうの損壊等により、当該道路又は橋梁を安全に通行することができなくなつたこと。

二 前号に掲げるもののほか、道路法、道路交通法その他の法令の規定により、運行している路線に係る道路の通行が禁止され、又は制限されたこと。

(軽微な事項の変更の届出等)

第五十一条の十三 法第七十九条の七第三項の国土交通省令で定める軽微な事項は、次のとおりとする。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 自家用有償旅客運送の種類(過疎地有償運送及び福祉有償運送の双方を行う自家用有償旅客運送者が、過疎地有償運送又は福祉有償運送のいずれかを行わないこととする場合に限る。)

三 路線又は運送の区域(減少する場合に限る。)

四 事務所の名称及び位置

- 五 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数
- 六 運送しようとする旅客の範囲
- 2 前項の事項の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録事項変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
 - 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 二 登録番号
 - 三 自家用有償旅客運送の種類
 - 四 変更した事項
- 3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 第五十一条の三に規定する書類のうち登録事項の変更に伴いその内容が変更されたもの
二 登録証
- 4 国土交通大臣は、法第七十九条の七第四項の登録をしたときは、登録証を訂正し、第二項の届出をした者に交付するものとする。

(旅客から収受する対価の揭示等)

第五十一条の十四 市町村運営有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、旅客から収受する対価を、その事務所において公衆に見やすいように揭示しなければならない。これを変更するときも同様とする。

2 過疎地有償運送及び福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、旅客から収受する対価を、あらかじめ、旅客に対し書面の提示その他適切な方法により説明しなければならない。これを変更するときも同様とする。

(旅客から収受する対価の基準)

第五十一条の十五 法第七十九条の八第二項の旅客から収受する対価の基準は、次のとおりとする。

- 一 旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であると認められること。
- 二 合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとつて明確であること。
- 三 過疎地有償運送及び福祉有償運送に係る対価にあつては、当該地域における一般旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金を勘案して、当該自家用有償旅客運送が営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ、運営協議会において協議が調っていること。

(自家用有償旅客運送自動車の運転者)

第五十一条の十六 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合にあつては、道路交通法に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者又は同法に規定する第一種運転免許を受けており、かつ、その効力が過去二年以内において停止されていない者であつて、次に掲げる要件のいずれかを備える者でなければ、その自家用有償旅客運送自動車の運転をさせてはならない。

一 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。

二 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

2 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者が死者又は負傷者(自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)第五条第二号、第三号又は第四号に掲げる障害を受けた者をいう。)が生じた事故を引き起こした場合その他輸送の安全が確保されていないと認められる場合には、当該運転者に対して、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十二年運輸省令第四十四号)第三十条第二項の適性診断を受けさせなければならない。

3 自家用有償旅客運送者は、福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合にあつては、第一項に規定する要件のほか次に掲げる要件のいずれかを備える運転者を乗務させ、又は次に掲げる要件のいずれかを備える者を乗務させなければならない。

一 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十二条第一項の介護福祉士の登録を受けていること。

二 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。

三 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

4 第一項第一号及び前項第二号の認定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者が実施する講習について行う。

一 講習を実施する者の職員、講習の実施の方法その他の事項についての講習の実施に関する計画が講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の講習の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

5 第一項第一号及び第三項第二号の認定を受けようとする者は、申請書に告示で定める事項を記載した書類を添付して国土交通大臣に提出しなければならない。

6 第一項第一号及び第三項第二号の認定を受けた講習を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに講習の名称は、告示する。

(運行管理)

第五十一条の十七 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運行管理の責任者の選任その他運行管理の体制の整備を行わなければならない。

2 前項の責任者は、乗車定員十一人以上の自家用有償旅客運送自動車の運行を管理する事務所及び乗車定員十人以下の自家用有償旅客運送自動車五両以上の運行を管理する事務所にあつては、当該事務所ごとに、法第二十三条第一項の運行管理者又は次の各号のいずれかに該当する者の中から、当該事務所が運行を管理する自家用有償旅客運送自動車の数を二十(同項の運行管理者を運行管理の責任者として選任する場合にあつては、四十)で除して得た数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)に一を加算して得た数以上選任されなければならない。

- 一 旅客自動車運送事業運輸規則第四十八条の十二に規定する受験資格を有する者
 - 二 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第九条の九第一項に規定する要件を備える者
 - 三 国土交通大臣が前二号に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認める者
- 3 第一項の責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。
- 一 前条第一項に規定する要件を備えない者に自家用有償旅客運送自動車運転させないこと。
 - 二 自家用有償旅客運送自動車の運転者に対し、前条第二項の規定により適性診断を受けさせること。
 - 三 福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合にあつては、前条第三項に規定する要件を備える者の乗務なしに同項に規定する要件を備えない者に自家用有償旅客運送自動車を運転させないこと。
 - 四 自家用有償旅客運送自動車の運転者に対し、次条第一項の規定により確認を行い、指示を与え、記録し、及びその記録を保存すること。
 - 五 自家用有償旅客運送自動車の運転者に対し、次条第二項の規定により乗務記録を作成させ、及びそ

の記録を保存すること。

六 第五十一条の十九第一項の規定により運転者台帳を作成し、事務所に備え置くこと。

七 第五十一条の二十一第二項の規定により事故の記録を作成し、及びその記録を保存すること。

八 その他自家用有償旅客運送自動車の運行の安全を確保するために必要な業務

(安全な運転のための確認等及び乗務記録)

第五十一条の十八 自家用有償旅客運送者は、乗務しようとする運転者に対して、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、自家用有償旅客運送自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与え、運転者ごとに確認を行った旨及び指示の内容を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

2 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者が乗務したときは、次に掲げる事項を運転者ごとに記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

一 運転者の氏名

二 乗務した自家用有償旅客運送自動車の自動車登録番号その他の当該自家用有償旅客運送自動車を識

別できる表示

三 乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離

四 道路交通法第七十二条第一項に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）第二条に規定する事故又は異常な状態が発生した場合にあつては、その概要及び原因（運転者台帳及び運転者証）

第五十一条の十九 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者ごとに、次に掲げる事項を記載した運転者台帳を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。

一 作成番号及び作成年月日

二 自家用有償旅客運送者の名称

三 自家用有償旅客運送自動車の運転者の氏名、生年月日及び住所

四 道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項

イ 運転免許証の番号及び有効期限

ロ 運転免許の年月日及び種類

八 運転免許に条件が付されている場合は、当該条件

五 第五十一条の十六第一項及び第三項に規定する要件に係る事項

六 事故を引き起こした場合又は道路交通法第百八条の三十四の規定による通知を受けた場合は、その

概要

七 運転者の健康状態

2 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者が運転者でなくなつた場合には、直ちに、当該運転者に係る前項の運転者台帳に運転者でなくなつた年月日及び理由を記載し、これを二年間保存しなければならない。

3 過疎地有償運送及び福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車に運転者を乗務させるときは、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該運転者の写真をはり付けた運転者証を作成し、これを旅客に見やすいように表示し、又は当該自家用有償旅客運送自動車内に掲示しなければならない。

一 作成番号及び作成年月日

二 自家用有償旅客運送者の名称

三 運転者の氏名

四 運転免許証の有効期限

五 第五十一条の十六第一項及び第三項に規定する要件に係る事項

(整備管理)

第五十一条の二十 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の点検及び整備の適切な実施を確保するため、自家用有償旅客運送自動車の整備管理の責任者の選任その他整備管理の体制の整備を行わなければならない。

(事故の対応に係る責任者の選任等)

第五十一条の二十一 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車に係る事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任その他連絡体制の整備を行わなければならない。

2 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車に係る事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、その記録を事務所において二年間保存しなければならない。

一 運転者の氏名

二 自家用有償旅客運送自動車の自動車登録番号その他の当該自家用有償旅客運送自動車を識別できる表示

三 事故の発生日時

四 事故の発生場所

五 事故の当事者（運転者を除く。）の氏名

六 事故の概要（損害の程度を含む。）

七 事故の原因

八 再発防止対策

（損害を賠償するための措置）

第五十一条の二十二 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置であつて、国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものを講じておかなければならない。

(自家用有償旅客運送自動車に関する表示等)

第五十一条の二十三 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合には、その自家用有償旅客運送自動車の両側面に、次に掲げる事項を記載した標章を見やすいように表示しなければならない。

一 名称

二 「有償運送車両」の文字

三 登録番号

2 前項の標章の記載は、次に掲げるところによらなければならない。

一 横書きであること。

二 各文字の大きさは同じとし、縦及び横それぞれ五センチメートル以上であること。

3 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合には、登録証の写しを自家用有償旅客運送自動車に備えて置かなければならない。

(自家用有償旅客運送自動車内の掲示)

第五十一条の二十四 市町村運営有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車内

に、当該自家用有償旅客運送者の名称、当該自家用有償旅客運送自動車の運転者の氏名及び自動車登録番号並びに旅客から收受する対価に関する事項を旅客に見やすいように掲示しなければならない。

(旅客の名簿)

第五十一条の二十五 過疎地有償運送又は福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、その運送サービスの提供を受ける旅客について、次に掲げる事項を記載した名簿を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。

一 氏名

二 住所

三 福祉有償運送にあつては、運送を必要とする理由

四 その他必要な事項

(苦情処理)

第五十一条の二十六 自家用有償旅客運送者は、苦情処理の体制を整備し、旅客に対する取扱いその他自家用有償旅客運送に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければならない。ただし、

氏名及び住所を明らかにしない者に対しては、この限りでない。

2 自家用有償旅客運送者は、前項の苦情の申出を受け付けた場合には、次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を整理して一年間保存しなければならない。

一 苦情の内容

二 原因究明の結果

三 苦情に対する弁明の内容

四 改善措置

五 苦情処理を担当した者

(登録証の返納)

第五十一条の二十七 自家用有償旅客運送者は、法第七十九条の登録の有効期間が満了したとき、法第七十九条の十一の届出をするとき又は法第七十九条の十二第一項の規定により登録を取り消されたときは、遅滞なく、登録証を運輸監理部長又は運輸支局長に返納しなければならない。

第五十二条に見出しとして「(有償貸渡しの許可申請)」を付し、同条第一項中「第八十条第二項」を

「第八十条第一項」に改める。

第六十三条中「別記様式」を「第二号様式」に改める。

第六十五条第八号を次のように改める。

八 路線定期運行及び路線不定期運行の用に供する事業用自動車にあつては、第二号に掲げるもののほか、行先及び運行系統

第六十五条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 区域運行の用に供する事業用自動車にあつては、第二号に掲げるもののほか、「区域乗合」

第六十六条第一項中「、特定旅客自動車運送事業者」の下に「、自家用有償旅客運送者」を加え、同項第五号中「、法第二十三条の五第四項（法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）」を削り、

「第七十条」の下に「、法第七十九条の九第二項」を加える。

第六十七条第二項中「であつて」及び「当該処分が」の下に「路線不定期運行又は」を加える。

第七十条第一項第一号中「から第十条まで」を「、第九条、第十条」に改め、同条第二項中「、法第二十三条の五第四項」を削る。

別記様式甲「道路運送事業者」を「道路運送事業者、自家用有償旅客運送者」に、「（道路運送事業）」を「（道路運送事業、自家用有償旅客運送の業務）」に、「第98条の2」を「第98条の3」に、「一に」を「いづれかに」に改め、同様式を第二号様式とし、同様式の前に次の一様式を加える。



-

第1号様式（第51条の5関係）

自家用有償旅客運送者登録簿

登録番号						
登録年月日及び更新登録年月日						
名称						
代表者の氏名						
住所						
運送の種別	市町村運営有償運送		過疎地有償運送		福祉有償運送	
事務所の名称及び位置	名称	位置	名称	位置	名称	位置
路線又は運送の区域						
運送する旅客の範囲						
備考						

運送の種別	事務所	自家用有償旅客運送自動車の数						
		寝台車 (軽自動車)	車いす車 (軽自動車)	兼用車 (軽自動車)	回転シート車 (軽自動車)	セダン等 (軽自動車)	バス	合計 (軽自動車)
		()	()	()	()	()		()
		()	()	()	()	()		()
		()	()	()	()	()		()
		()	()	()	()	()		()

(自動車点検基準の一部改正)

第二条 自動車点検基準(昭和二十六年運輸省令第七十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 車両総重量八トン以上の自家用自動車

二 車両総重量八トン未満で乗車定員十一人以上の自家用自動車

第三条第一項第三号中「道路運送法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十五号)第五十二条」を「道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第八十条第一項」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 法第四十八条第一項第二号の国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車は、次に掲げる自動車とする。

一 法第六十一条第二項第二号に規定する自家用乗用自動車

二 患者の輸送の用に供する車その他特種の用途に供する検査対象軽自動車(人の運送の用に供する三輪のものを除く。)

3 法第四十八条第一項第二号の国土交通省令で定める自家用自動車は、次に掲げる自動車とする。

一 道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（前項に規定するものを除く。）

二 道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車

三 貨物の運送の用に供する自家用普通自動車及び小型自動車

四 専ら幼児の運送を目的とする自家用普通自動車及び小型自動車

五 自家用小型二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）

六 自家用三輪自動車

七 広告宣伝用自動車その他特種の用途に供する自家用普通自動車及び小型自動車

八 自家用大型特殊自動車

九 自家用検査対象外軽自動車

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第三条 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の三第二号中「第八十条第二項の規定に基づく貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し」を「第八十条第一項」に改める。

第三十七条に次の一項を加える。

3 法第六十一条第二項第二号の国土交通省令で定める人の運送の用に供する自家用自動車は、次に掲げる自動車とする。

- 一 車両総重量八トン以上の自家用自動車
- 二 乗車定員十一人以上の自家用自動車
- 三 道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車
- 四 専ら幼児の運送を目的とする自家用自動車
- 五 自家用三輪自動車
- 六 広告宣伝用自動車その他特種の用途に供する自家用自動車
- 七 自家用大型特殊自動車

(自動車道事業規則の一部改正)

運輸省

第四条 自動車道事業規則（昭和二十六年

建設省

令第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「道路運送事業者」を「道路運送事業者、田家用有償旅客運送者」に、「（道路運送事業）」を「（道路運送事業、田家用有償旅客運送の業務）」に、「一に」を「いづれかに」に、「（一七）」を「（一九）」に、「第98条の2」を「第98条の3」に改める。

（自動車事故報告規則の一部改正）

第五条 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第四百号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第四条第一項中「及び特定第二種貨物利用運送事業者」を「、特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者」に改め、「（自家用自動車）」の下に「（自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。）」を加える。

（道路交通事業抵当法施行規則の一部改正）

運輸省

第六条 道路交通事業抵当法施行規則（昭和二十七年

建設省

令第五号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項第二号中「第六条第一項第七号、第八号、第九号若しくは第十号」を「第六条第一項第六号、第七号、第八号若しくは第九号」に改める。

(自動車運送事業等監査規則の一部改正)

第七条 自動車運送事業等監査規則(昭和三十年運輸省令第七十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「許可」の下に「登録」を加える。

(旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正)

第八条 旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「当該営業所」を「路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、当該営業所」に改め、同項第三号中「前号」を「路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、前号」に改め、同項に次の二号を加える。

四 路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者が、発地の発車時刻又は着地の到着時刻を定める場合にあつては、当該発車時刻又は到着時刻

五 区域運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、発地の発車時刻若しくは着地の到着時

刻又は運行間隔時間

第五条第二項中「一般乗合旅客自動車運送事業者」を「路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者」に改める。

第七条第二項中「（一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）」を削る。

第九条第二項中「少くとも」を「少なくとも」に、「運行系統」を「通用区間」に改める。

第十二条中「同条第二項第三号」を「第二項第三号」に改め、「発車時刻」の下に「又は同条第一項第四号若しくは第五号の規定により営業所に掲示した発車時刻」を加える。

第十七条第五号中「当該運行系統」の下に「又は運送の区間」を、「他の運行系統」の下に「若しくは運送の区間」を加える。

第二十六条第一項中「場合（）」の下に「路線定期運行又は路線不定期運行を行う」を加え、「、起点」を「起点」に、「とき」を「場合、区域運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の事業用自動車にあつてはその運行の態様等を考慮して地方運輸局長が認める場合」に改め、同条第二項中「第二十二條第一項の」を「事業用自動車の運行の管理の状況等を考慮して地方運輸局長が指定する地域内に営業所を有する」

に改め、「同項の」を削り、「六月を経過した日（地域の指定があつた日から六月を経過した日以後に指定地域内にある営業所について運輸を開始する場合は、運輸を開始する日）」を「一年を超えない範囲内において地方運輸局長が定める日」に改め、「乗務した場合」の下に「（事業用自動車の運行の態様等を考慮して地方運輸局長が認める場合を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3 地方運輸局長は、前項の地域及び日の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

第二十七条第一項第一号中「停留所の」を「路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、停留所又は乗降地点の」に改め、「停留所間」の下に「又は乗降地点間」を加え、同項第二号中「標準」を「路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、標準」に改め、同項第三号中「道路」を「路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、道路」に改め、同条第二項中「一般乗合旅客自動車運送事業者」を「路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者」に改める。

第三十五条中「事業計画（）」の下に「路線定期運行を行う」を加える。

第四十二条第四項中「一般乗合旅客自動車運送事業者」を「路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者」に改め、「停留所」の下に「又は乗降地点」を加える。

第四十七条の八を次のように改める。

（有償運送の許可を受けた自家用自動車の運行の管理）

第四十七条の八 旅客自動車運送事業者は、法第七十八条第三号の許可を受けて公共の福祉を確保するためやむを得ず地域又は期間を限定して自家用自動車を用いて旅客の運送を行うときは、第十五条、第二十条、第二十一条、第二十四条、第二十五条、第二十六条、第二十六条の二、第二十七条、第二十八条、第二十八条の二、第三十七条、第三十八条及び第四十三条第二項の規定に準じて、当該自家用自動車の運行の管理を行わなければならない。

第四十七条の九第一項の表第一号中「事業用自動車の運行を管理する営業所」を「乗車定員十一人以上の事業用自動車の運行を管理する営業所及び乗車定員十人以下の事業用自動車五両以上の運行を管理する営業所」に、「一般乗合旅客自動車運送事業者資格者証」を「旅客自動車運送事業者資格者資格者証又は一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資格者証」に改め、同表第二号中「一般貸切旅客自動

車運送事業運行管理者資格者証」を「旅客自動車運送事業運行管理者資格者証又は一般貸切旅客自動車運送事業運行管理者資格者証」に改め、同表第三号中「一般乗用旅客自動車運送事業運行管理者資格者証」

を「旅客自動車運送事業運行管理者資格者証又は一般乗用旅客自動車運送事業運行管理者資格者証」に改め、同表第四号中「一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資格者証」を「旅客自動車運送事業運行管理者資格者証、一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資格者証」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 旅客自動車運送事業者が、法第七十八条第三号の許可を受けて公共の福祉を確保するためやむを得ず地域又は期間を限定して自家用自動車を用いて行う旅客の運送に係る前項の規定の適用については、同項の表中「管理する事業用自動車」とあるのは「管理する事業用自動車及び自家用自動車」と、同表第一号及び第四号中「及び乗車定員十人以下の事業用自動車」とあるのは「並びに乗車定員十人以下の事業用自動車及び自家用自動車」と、同表第三号中「事業用自動車五両以上」とあるのは「事業用自動車及び自家用自動車五両以上」とする。

第四十七条の九第三項を削る。

第四十八条第十一号中「一般乗合旅客自動車運送事業」を「路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運

送事業」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の運行管理者は、法第七十八条第三号の許可を受けて公共の福祉を確保するためやむを得ず地域又は期間を限定して自家用自動車を用いて旅客の運送を行う場合においては、前項（第十三号、第十五号及び第十八号を除く。）の規定に準じて当該自家用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わなければならない。

第四十八条の六第二項第一号中「次の表の上欄に掲げる資格者証の種類に応じて、同表の下欄に掲げる種類の」を削り、同号の表を削り、同項第二号中「前条各号」を「前条第一項各号」に改める。

第五十条第五項中「一般乗合旅客自動車運送事業者」を「路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者」に改め、同条第十一項を削る。

第二号様式中「第48条の5」を「第48条の5第1項」に、「1号」を「第1号」に、「2号」を「第2号」に改める。

第四号様式中「旅客自動車運送事業運行管理者試験受験申請書」を「旅客自動車運送事業運行管理者試験受験申請書」に、「旅客自動車運送事業運行管理者試験」を「旅客自動車運送事業運行管理者試験」に改める。

運行管理者試験を」に、「旅客自動車運送事業運行管理者試験受験票」を「旅客自動車運送事業運行管理者試験受験票」に、「旅客自動車運送事業運行管理者試験結果通知書」を「旅客自動車運送事業運行管理者試験結果通知書」に改める。

(旅客自動車運送事業等報告規則の一部改正)

第九条 旅客自動車運送事業等報告規則(昭和三十九年運輸省令第二十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「旅客自動車運送事業者」の下に「、自家用有償旅客運送者」を加える。

第二条第一項の表第一号中「一般乗合旅客自動車運送事業者」を「路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者」に改め、同表中第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、第五号の次に次のように加える。

<p>六 一般乗用旅客自動車運送事業者(道路運送法第八十六条第一項の規定により業務の範囲を限定する条件を付された一般乗用旅客自動車運送事業者であつて、地方運輸局長が定め</p>	<p>管轄地方運輸局長及び管轄運輸監理部長又は管轄運輸支局長</p>	<p>第四号様式第三表による輸送実績報告書</p>	<p>毎年五月三十一日まで</p>
--	------------------------------------	---------------------------	-------------------

	長及び管轄運輸 監理部長又は管 轄運輸支局長	表及び第四表（ その管轄区域に 存する営業区域 の部分に限る。 ）による輸送実 績報告書	一日まで
--	------------------------------	---	------

第二条第二項第二号中「、貸借対照表及び株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書」を「及び貸借対照表」に改め、同条第四項中「一般乗合旅客自動車運送事業者」を「路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（自家用有償旅客運送の輸送実績報告書）

第二条の二 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送に係る路線又は運送の区域が存する区域を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に、自家用有償旅客運送の種別ごとに第六号様式による輸送実績報告書を、毎年五月三十一日までに一通提出しなければならない。

2 前項の輸送実績報告書は、前年四月一日から三月三十一日までの期間に係るものとする。

第二号様式第一表中

運輸監理部又は 運輸支局

を

運輸監理部又は 運輸支局

路線定期運行・路線不定期運行
(該当事項を で囲むこと。)

即

の別

路線定期運行

路線不定期運行

に改め、同表備考7を同表備考8とし、同表備考1から備考6までを一ずつ操

り下げ、同表備考2の前に次のように加える。

1 この報告書は、路線定期運行、路線不定期運行ごとに別表として作成すること。

第二号様式第二表記載要領9を同表記載要領10とし、同表記載要領6から記載要領8までを一ずつ繰り

下げ、同表記載要領5の次に次のように加える。

6 運行ダイヤは、路線定期運行について記載すること。
第二号様式第二表の次に次の二表を加える。



第2号様式（第2条関係）（日本工業規格A列4番）第3表

事業者番号		区乗
-------	--	----

運輸監理部又は 運輸支局

一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）輸送実績報告書（ 年度）
 あて

住 所
 事業者名
 代表者名（役職名及び氏名）
 電話番号

事業概況（ 年3月31日現在）

	管 轄 区 域 内		全 国
事業用自動車数（両）			
従業員数	（ ）	（ ）	（ ）

輸送実績（前年4月1日から本年3月31日まで）

	管 轄 区 域 内		全 国
事業用自動車	延実在車両数（日車）		
	延実働車両数（日車）		
走行キロ（キロメートル）			
	うち実車キロ（キロメートル）		
運送回数（回）			
輸送人員（人）			
	うち定期（人）		
営業収入（千円）			
	うち旅客運賃収入（千円）		

事故件数（前年4月1日から本年3月31日まで）

	管 轄 区 域 内		全 国
交通事故件数			

重大事故件数			
死者数			
負傷者数			

- 備考 1 管轄区域内の欄については、運輸監理部又は運輸支局の管轄区域ごとに、当該運輸監理部又は運輸支局の管轄区域内の当該事業について、許可（認可）を受けた営業区域別に記載すること。また、輸送実績及び事故件数については、当該営業区域にあるすべての営業所に配置されている事業用自動車について記載すること。
- 2 全国の欄にあつては許可（認可）を受けた全ての営業区域における当該事業について記載すること。
- 3 従業員数は、兼営事業がある場合は主として当該事業に従事している人数及び共通部門に従事している従業員については当該事業分として適正な基準により配分した人数とする。
- 4 従業員数の欄の（ ）には、運転者数を記載すること。
- 5 交通事故とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項の交通事故をいう。
- 6 重大事故とは、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条の事故をいう。

第2号様式(第2条関係)(日本工業規格A列4番)第4表

事業者番号		区乗
-------	--	----

営業区域別輸送実績報告書(年度)

あて

事業者名

営業区域	年間輸送実績(前年4月1日から本年3月31日まで)							備考	
	走行キロ (キロメートル)	輸送人員		1人平均乗車 キロ (キロメートル)	輸送人 キロ (人キロ)	平均乗車 密度 (人)	運送収 入 (千円)		走行キ ロ1キ ロメー トル当 たり運 送収入 (円)
計 (人)		うち定 期 (人)							
計									

記載要領

- 1 この報告書は、毎年3月31日において存する営業区域について記載すること。
- 2 1人平均乗車キロは、営業区域ごとの実態調査に基づいて記載すること。ただし、実態調査を伴わない場合は、推計により記載すること。
- 3 輸送人キロ及び平均乗車密度は、次の算式により算出すること。
 - (1) 輸送人キロ = 輸送人員 × 1人平均乗車キロ
 - (2) 平均乗車密度 = $\frac{\text{輸送人キロ}}{\text{走行キロ}} \times 100$
- 4 備考欄については、次の事項について記載すること。
 - (1) 当該年度の途中において新設した営業区域にあつては、「 年 月 日から運輸開始」
 - (2) 当該年度において、1月以上の期間継続して運行しなかつた営業区域にあつては「 年 月 日から 年 月 日まで休止」
 - (3) 運輸期間又は運輸期日を定めて運行した営業区域にあつてはその内容

第四号様式第二表の次に次の一表を加える。



第4号様式（第2条関係）（日本工業規格A列4番）第3表

事業者番号		限定
-------	--	----

運輸監理部又は 運輸支局

一般乗用旅客自動車運送事業（限定）輸送実績報告書（ 年度）
 あて

住 所
 事業者名
 代表者名（役職名及び氏名）
 電話番号

事業概況（ 年3月31日現在）

	管 轄 区 域 内	全 国
資本金（基金）の額（千円）		
兼営事業		
事業用自動車数（両）		
従業員数	（ ）	（ ）

輸送実績（前年4月1日から本年3月31日まで）

	管 轄 区 域 内	全 国
走行キロ（キロメートル）		
運送回数（回）		
輸送人員（人）		
営業収入（千円）		

事故件数（前年4月1日から本年3月31日まで）

	管 轄 区 域 内	全 国
交通事故件数		
重大事故件数		
死者数		
負傷者数		

- 備考 1 兼営事業については、主な兼営事業の名称を記載すること。
 2 従業員数は、兼営事業がある場合は主として当該事業に従事している人数及び共通部門に従事している従業員については当該事業分として適正な基準により配分した人数とする。
 3 従業員数の欄の（ ）には、運転者数を記載すること。

- 4 交通事故とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項の交通事故をいう。
- 5 重大事故とは、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条の事故をいう。

第五号様式の次に次の一様式を加える。



第6号様式（第2条の2関係）（日本工業規格A列4番）

運輸監理部又は 運輸支局

種別	市町村	過疎地	福祉
----	-----	-----	----

自家用有償旅客運送輸送実績報告書（ 年度）
 あて

住 所
 運送者名
 代表者名（役職名及び氏名）
 電話番号

概況（ 年3月31日現在）

		管 轄 区 域 内		全 国
自家用有償旅客運送自動車数	寝台車（両）	（ ）	（ ）	（ ）
	車いす車（両）	（ ）	（ ）	（ ）
	兼用車（両）	（ ）	（ ）	（ ）
	回転シート車（両）	（ ）	（ ）	（ ）
	セダン等（両）	（ ）	（ ）	（ ）
	バス（両）			
	計（両）	（ ）	（ ）	（ ）
路線（キロメートル）又は運送の区域				
運送する旅客の範囲及び数				

輸送実績（前年4月1日から本年3月31日まで）

	管 轄 区 域 内		全 国
走行キロ（キロメートル）			
輸送人員（人）又は運送回数（回）			
運送収入（千円）			

事故件数（前年4月1日から本年3月31日まで）

	管 轄 区 域 内		全 国

交通事故件数			
重大事故件数			
死者数			
負傷者数			

- 備考 1 種別の欄には、該当する事項を で囲むこと。
- 2 管轄区域内の欄については、運輸監理部又は運輸支局の管轄区域ごとに、当該運輸監理部又は運輸支局の管轄区域内の過疎地有償運送又は福祉有償運送について、登録を受けた運送の区域別に記載すること。また、輸送実績及び事故件数については、当該運送の区域内にある全ての事務所に配置されている自家用有償旅客運送自動車について記載すること。
- 3 全国の欄にあつては登録を受けた全ての運送の区域における過疎地有償運送又は福祉有償運送について記載すること。
- 4 自家用有償旅客運送自動車数の欄の()には、軽自動車数を記載すること。
- 5 運送する旅客の範囲及び数については、福祉有償運送に係る道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第49条第3号イからニまでに掲げる区分ごとの人数を記載すること。
- 6 輸送人員又は運送回数については、市町村運営有償運送を行う場合にあつては輸送人員を、過疎地有償運送又は福祉有償運送を行う場合にあつては運送回数を記載すること。
- 7 交通事故とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第72条第1項の交通事故をいう。
- 8 重大事故とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条の事故をいう。

(都市計画法施行規則の一部改正)

第十条 都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四十二条の七第十三号中「一般乗合旅客自動車運送事業」の下に「(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)」を加える。

(幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則の一部改正)

第十一条 幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則(昭和五十五年建設省令第十二号)の一部を次のように改正する。

第八条第十二号中「一般乗合旅客自動車運送事業」の下に「(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)」を加える。

(集落地域整備法施行規則の一部改正)

第十二条 集落地域整備法施行規則(昭和六十三年建設省令第二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十二号中「一般乗合旅客自動車運送事業」の下に「(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)」を加える。

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則の一部改正)

第十三条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則(平成九年建設省令第十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第十三号中「一般乗合旅客自動車運送事業」の下に「(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)」を加える。

(移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準の一部改正)

第十四条 移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準(平成十二年
運輸省
建設省

令第十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第十二号中「一般乗合旅客自動車運送事業者」の下に「(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)」を、「供する自動車」の下に「(同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものに限る。)」を加える。

(国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正)

第十五条 国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第五号中「第八十条第一項」を「第七十八条」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、道路運送法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。

（事業計画に関する経過措置）

第二条 道路運送法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二条の規定により改正法による改正後の道路運送法（以下「新法」という。）第三条第一号イの一般乗合旅客自動車運送事業についての新法第四条第一項の許可を受けたとみなされる者については、当該許可とみなされる改正法による改正前の道路運送法（以下「旧法」という。）第四条第一項の許可に係る旧法第五条第一項第三号の事業計画をこの省令による改正後の道路運送法施行規則（以下「新施行規則」という。）第四条第一項の路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業に係る新法第五条第一項第三号の事業計画とみなして、新法の

規定を適用する。

- 2 改正法附則第三条の規定により旧法第二十一条第二号の許可に係る乗合旅客の運送（以下「許可乗合旅客運送」という。）について新法第三条第一号イの一般乗合旅客自動車運送事業についての新法第四条第一項の許可を受けたものとみなされる者（以下「みなし一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）（許可乗合旅客運送が新施行規則第三条の三第一号の路線定期運行に該当する場合に限る。附則第四条及び第五条第一項において同じ。）については、この省令による改正前の道路運送法施行規則（以下「旧施行規則」という。）第十九条第一項の規定により提出された乗合旅客運送許可申請書に記載された事項（以下「乗合旅客運送許可申請書の記載事項」という。）（新施行規則第四条第一項に掲げる事項に相当するもの）に係る部分に限る。）を新施行規則第四条第一項の路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業に係る新法第五条第一項第三号の事業計画に記載されたものとみなして、新法の規定を適用する。
- 3 みなし一般乗合旅客自動車運送事業者（許可乗合旅客運送が新施行規則第三条の三第二号の路線不定期運行に該当する場合に限る。）については、乗合旅客運送許可申請書の記載事項（新施行規則第四条第三項に掲げる事項に相当するもの）に係る部分に限る。）を新施行規則第四条第三項の路線不定期運行を行う

一般乗合旅客自動車運送事業に係る新法第五条第一項第三号の事業計画に記載されたものとみなして、新法の規定を適用する。

4 みなし一般乗合旅客自動車運送事業者（許可乗合旅客運送が新施行規則第三条の三第三号の区域運行に該当する場合に限る。）については、乗合旅客運送許可申請書の記載事項（新施行規則第四条第五項に掲げる事項に相当するものに係る部分に限る。）を新施行規則第四条第五項の区域運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業に係る新法第五条第一項第三号の事業計画に記載されたものとみなして、新法の規定を適用する。

第三条 みなし一般乗合旅客自動車運送事業者は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から一年を経過する日までに、次に掲げる事項を記載した届出書を当該事業者が経営する路線又は営業区域を管轄する地方運輸局長に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事業計画（前条第二項から第四項までの規定により新法第五条第一項第三号の事業計画に記載されたものとみなされる事項を除く。）

2 前項の規定により届出書の提出があつたときは、新法第五条第一項第三号の事業計画には当該届出書に記載された事項を含むものとして、新法の規定を適用する。

(運行計画に関する経過措置)

第四条 みなし一般乗合旅客自動車運送事業者については、乗合旅客運送許可申請書の記載事項(新施行規則第十五条の十二第一項に掲げる事項に相当するものに係る部分に限る。)を新法第十五条の三第一項の運行計画に記載されたものとみなして、新法の規定を適用する。

第五条 みなし一般乗合旅客自動車運送事業者は、施行日から一年を経過する日までに、次に掲げる事項を記載した届出書を第三条第一項の地方運輸局長に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 運行計画(前条の規定により新法第十五条の三第一項の運行計画に記載されたときみなされる事項を除く。)

2 前項の規定により届出書の提出があつたときは、新法第十五条の三第一項の運行計画には当該届出書に記載された事項を含むものとして、新法の規定を適用する。

(運賃及び料金に関する経過措置)

第六条 この省令の施行前に旧法第九条第三項の規定により届出をされた運賃であつて、新法第九条第五項の運賃に該当するものは、同項の規定により届け出た運賃とみなす。

2 この省令の施行前に旧法第九条の二第一項の規定により届出をされた運賃及び料金(旧法第二十一条第二号の許可(当該許可に期限が付されている場合を除く。))に係る乗合旅客の運送に係るものに限る。次項において同じ。)であつて、新法第九条第一項の運賃等に該当するものは、同項の規定により認可を受けた運賃等の上限及び同条第三項の規定により届け出た運賃等とみなす。

3 この省令の施行前に旧法第九条の二第一項の規定により届出をされた運賃及び料金であつて、新法第九条第五項の運賃及び料金に該当するものは、同項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

(登録事項に関する経過措置)

第七条 改正法附則第五条の規定により旧法第八十条第一項ただし書の許可に係る運送について新法第七十条の登録を受けたとみなされる者(以下「みなし自家用有償旅客運送者」という。)については、旧施行規則第五十条第一項の規定により提出された有償運送許可申請書に記載された事項(新法第七十九条の

二第一項第一号、第二号若しくは第四号又は新施行規則第五十一条の二各号に掲げる事項に相当するものに係る部分に限る。）を新法第七十九条の三第一項の登録簿に登録されたものとみなして、新法の規定を適用する。

第八条 みなし自家用有償旅客運送者は、施行日から一年を経過する日までに、次に掲げる事項を記載した届出書を当該者が行う自家用有償旅客運送に係る路線又は運送の区域を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 新法第七十九条の二第一項第一号、第二号若しくは第四号又は新施行規則第五十一条の二各号に掲げる事項（前条の規定により新法第七十九条の三第一項の登録簿に登録されたものとみなされるものを除く。）

2 前項の規定により届出書の提出があつたときは、新法第七十九条の三第一項の登録簿には当該届出書に記載された事項が登録されているものとして、新法の規定を適用する。

（運転者及び運行管理に関する経過措置）

第九条 施行日から一年を経過する日までの間に新法第七十九条の登録を受けようとする場合における新法第七十九条の二の規定による登録の申請については、新法第七十九条の四第一項第六号（新施行規則第五十一条の九第二号に掲げる措置に係る部分に限る。）及び新施行規則第五十一条の三第七号及び第八号の規定は、適用しない。

2 新法第七十九条の登録を受けた者（以下「自家用有償旅客運送者」という。）が施行日から一年を経過する日までの間に新法第七十九条の七第一項の規定による変更登録を受けようとする場合における当該変更登録の申請については、同条第二項において準用する新法第七十九条の四第一項第六号（新施行規則第五十一条の九第二号に掲げる措置に係る部分に限る。）及び新施行規則第五十一条の十一第二項第一号（新施行規則第五十一条の三第七号及び第八号に掲げる書類に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

3 自家用有償旅客運送者については、施行日から一年間は、新法第七十九条の九第一項（新施行規則第五十一条の十六第一項及び第三項並びに第五十一条の十七第二項並びに第三項第一号及び第三号に掲げる措置に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

4 みなし自家用有償旅客運送者が施行日から一年を経過する日までの間に新法第七十九条の七第一項の規

定による変更登録を受けようとする場合における当該変更登録の申請については、同条第二項において準用する新法第七十九条の四第一項第六号（新施行規則第五十一条の九第二号に掲げる措置に係る部分に限る。）及び新施行規則第五十一条の十一第二項第一号（新施行規則第五十一条の三第七号及び第八号に掲げる書類に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

5 みなし自家用有償旅客運送者については、改正法附則第五条の規定により新法第七十九条の登録に付されたものとみなされる期限が到来するまでの間（施行日から一年を経過する日までに当該期限が到来する場合において、新法第七十九条の六第一項の規定による有効期間の更新の登録を受けた場合にあつては、施行日から一年間）は、新法第七十九条の九第一項（新施行規則第五十一条の十六第一項及び第三項並びに第五十一条の十七第二項並びに第三項第一号及び第三号に掲げる措置に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。ただし、施行日から一年を経過した日以後に新法第七十九条の七第一項の規定による変更登録を受けた場合にあつては、この限りでない。

（乗合旅客の運送の許可に関する経過措置）

第十条 改正法附則第三条の規定により許可乗合旅客運送について新法第二十一条第二号の許可を受けたも

のとみなされる場合については、この省令による改正前の旅客自動車運送事業運輸規則（以下「旧運輸規則」という。）第四十七条の八及び第五十条第十一項の規定は、施行日以後も、改正法附則第三条の規定により当該許可に付されたものとみなされる期限が到来するまでの間は、なおその効力を有する。

（運行管理者に関する経過措置）

第十一条　みなし一般乗合旅客自動車運送事業者及び改正法附則第三条の規定により許可乗合旅客運送について新法第二十一条第二号の許可を受けたものとみなされる者は、施行日から三年間は、この省令による改正後の旅客自動車運送事業運輸規則（以下「新運輸規則」という。）第四十七条の九の規定にかかわらず、旧運輸規則第四十七条の九の規定の例により運行管理者を選任することができる。

2　新運輸規則第四十七条の九第二項及び第四十八条第二項の規定は、施行日から三年間は、適用しない。

3　施行日前に行われた旧運輸規則第四十八条の六第二項の表の下欄に掲げる種類の運行管理者試験に合格した者に係る法第二十三条の二第一項第一号の規定による運行管理者資格者証の交付については、なお従前の例による。

（処分、手続等に関する経過措置）

第十二条 旧法、旧施行規則又は旧運輸規則によりした処分、手続その他の行為で、新法、新施行規則又は新運輸規則の規定中にこれに相当する規定があるものは、それぞれ新法、新施行規則又は新運輸規則の規定によりしたものとみなす。

(届出書の經由)

第十三条 附則第三条第一項及び第五条第一項の規定により地方運輸局長に届出書を提出するときは、その住所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由しなければならない。